

## 2-8. その他の手続き

### (1) 水道・下水道契約を行っている

#### 手続き 契約者の変更または中止の手続き／支払口座の変更

手続き詳細	必要なもの	期 限
<b>契約者の変更または中止の手続きなど</b> お電話で手続きできます。 ※中止の手続きは、インターネットで手続き可能です。 ※井戸水を使用で、下水道使用料をお支払いの世帯は、世帯人数の変更手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 「ご使用水量等のお知らせ」または「領収証書」など (お客様番号確認のため)	速やかに 手続き可能な人 親族または代理人の方
<b>支払口座の変更</b> ※郵送もしくは、本庁市民課・上下水道お客様センター、金融機関でお手続きすることができます。	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 通帳のお届け印 <input type="checkbox"/> 「ご使用水量等のお知らせ」または「領収証書」など (お客様番号確認のため)	問合せ先 ・上下水道お客様センター 穂波支所 2階 ☎ 0948-22-0380 (内線：2210、2213) ・市民課 窓口係 1階④番窓口

### (2) 農地の所有者である

#### 手続き 農地法第3条の3の規定による届出書

手続き詳細	期 限
相続により農地の権利を取得された方は届出が必要です	おおむね権利の取得後 10か月以内
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 福岡県法務局発行の全部事項証明書 (権利移転後のもの) のコピー	手続き可能な人 相続人 問合せ先 農業委員会事務局 4階

### (3) 森林の所有者である

#### 手続き 森林取得の届出

手続き詳細	期 限
相続により森林の土地を取得された方は届出が必要です。	土地の所有者となった日から 90日以内
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 森林の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書のコピー <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑	手続き可能な人 相続人 問合せ先 農林振興課 農林振興係 4階

### (4) 市営住宅の入居者である

#### 手続き 明渡届／名義変更の手続き／異動の手続き

手続き詳細	必要なもの	期 限
単身者がお亡くなりになられた場合 明渡届	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	速やかに 手続き可能な人 相続人または同居人
同居の親族がいる場合 名義変更の手続き (名義人が亡くなられた場合) 異動の手続き (同居人が亡くなられた場合)		問合せ先 住宅課 管理係 5階 各支所 経済建設課

## 2-8. その他の手続き

### (5) 生活保護の受給者である

#### 手続き 死亡事実の連絡

手続き詳細	期 限
生活保護を受給されている方が亡くなられた場合は、速やかに担当のケースワーカーにお知らせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 死亡届のコピー <input type="checkbox"/> 医療カード	親族または同居人
	問合せ先
	生活支援課 第1～7係 2階

### (6) 犬の飼い主である

#### 手続き 登録者の変更・抹消

必要なもの	期 限
なし	新しい飼い主が決まった時
	手続き可能な人
	新しい飼い主
	問合せ先
	環境整備課 環境衛生係 6階

### (7) 粗大ごみの処理が必要である

#### 手続き 粗大ごみの処分について

手続き詳細	手続き可能な人
粗大ごみの処分は、電話で粗大ごみの収集予約を行い回収依頼する方法と、個人で直接施設へ搬入する方法があります。	親族等
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 粗大ごみシール 粗大ごみの収集・自己搬入とも、粗大ごみシール(1枚275円)が必要となります。粗大ごみシールは飯塚市指定ごみ袋を販売しているスーパーやコンビニで販売しています。ごみ袋販売店のレジ等でご確認ください。 粗大ごみは大きさや重さによってシールの貼付枚数が異なります。	<b>●粗大ごみ収集予約受付について</b> <b>【粗大ごみの収集予約電話番号】</b> ・飯塚地区：飯塚市クリーンセンター ☎ 0948-22-1551 ・穂波地区：藤本組 ☎ 0948-24-1367 ・筑穂地区：筑穂衛生 ☎ 0948-72-5556 瀧本衛生 ☎ 0948-72-3859 ・庄内地区：庄内衛生舎 ☎ 0948-82-0450 ・穎田地区：かいた環境開発工業 ☎ 0948-92-0082 <b>●粗大ごみの自己搬入について</b> 開所日時等につきましては直接施設へお問い合わせください。 ・飯塚地区：飯塚市クリーンセンター ☎ 0948-22-7272 ・穂波・筑穂地区：桂苑 ☎ 0948-65-0320 ・庄内・穎田地区：リサイクルセンター ☎ 0948-20-4007
粗大ごみ料金の目安	
1辺の一番長い部分が1m以下かつ10kg以下 …粗大ごみシール1枚	
1辺の一番長い部分が1m～1.5mかつ20kg以下 …粗大ごみシール2枚	
1辺の一番長い部分が1.5m～2mかつ40kg以下 …粗大ごみシール4枚	
期日	なし

## 2-8. その他の手続き

### (8) 飯塚霊園の利用者である

#### 手続き 墓地使用承継許可申請（使用者の名義変更）／埋蔵届

▼墓地使用承継許可申請	必要なもの	問合せ先
<p>今後も飯塚霊園をご利用していただくために、亡くなられた方（以下、前使用者）から、お墓を継がれる方（以下、新使用者）に名義を変更していただく必要があります。</p> <p>※新しい許可証の発行には手数料が300円かかります。また、受付後1週間程度日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※新しい許可証の受け取りを郵送で希望される場合は、120円分の切手が必要となります。</p>	<input type="checkbox"/> 飯塚霊園墓地使用許可証（前使用者名義） <input type="checkbox"/> 新使用者の「 <u>本籍地の記載のある住民票</u> 」 <input type="checkbox"/> 前使用者と新使用者との関係がわかる公的書類（戸籍謄本・抄本、住民票など） <input type="checkbox"/> 前使用者の死亡した日のわかる公的書類（除籍謄本・抄本、住民票の除票、死亡診断書など） <input type="checkbox"/> 承継同意書（任意。ご家族でどなたがお墓を継がれるかを話し合われたうえでの申請をお願いします。）	<p>都市計画課 都市政策係 5階</p> <p>届け出先</p> <p>・承継許可申請： 都市計画課 都市政策係 5階</p> <p>・埋蔵届： 飯塚霊園管理事務所（受付時間：午前10時～午後4時）</p> <p>または、 都市計画課 都市政策係</p> <p>手続可能な人</p> <p>新使用者</p>
▼埋蔵届	必要なもの	期限
<p>前使用者を納骨される際に届出が必要です。新使用者が、上記承継許可申請後（または同時に）手続きをお願いします。</p>	<input type="checkbox"/> 飯塚霊園墓地使用許可証（新使用者名義） <input type="checkbox"/> 火葬許可証（証明書）	<p>速やかに</p>

## 3. 市役所以外での手続き（参考）

✓	項目	手続先	必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証の返還	最寄りの警察署 運転免許試験場	運転免許証	最寄りの警察署
<input type="checkbox"/>	社会保険、共済保険、船員保険、国民健康保険組合に関する手続き	勤務先など	ご加入の保険によって異なるため、各保険者へお問い合わせください	勤務先
<input type="checkbox"/>	銀行での相続関係・名義変更の手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口 その他銀行の場合 取引銀行	ご案内に従って必要書類をご持参ください	郵便局案内窓口 取引銀行の総合窓口
<input type="checkbox"/>	保険関係の手続き（請求等）	労災保険 勤務先又は、管轄の労働基準監督署 雇用保険 受給している公共職業安定所窓口 生命保険（民間会社の保険） 取引会社 かんぽ生命 最寄りの郵便局保険担当窓口	条件により手続きが異なるので事前にお問い合わせください	勤務先又は、管轄の労働基準監督署 受給している公共職業安定所窓口 取引会社の窓口 最寄りの郵便局保険担当窓口
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの解約等	各クレジットカード発行会社	会社によって異なるのでお問い合わせください	各クレジットカード発行会社
<input type="checkbox"/>	有価証券の名義変更等	取引証券会社	一般相続財産であるため、相続関係書類が必要	取引証券会社
<input type="checkbox"/>	電気・ガス等の名義変更	管轄の事務所・営業所	引落し口座の変更は印鑑通帳を持って銀行へ	管轄の事務所・事業所 またはお客様相談室
<input type="checkbox"/>	固定電話の名義変更等	取引会社	会社によって異なるのでお問い合わせください	取引会社のお客様相談窓口



### 3. 市役所以外での手続き（参考）

✓	項目	手続き先	必要なもの	問合わせ先
<input type="checkbox"/>	NHKの名義変更等	NHKフリーダイヤル窓口	特になし	フリーダイヤル窓口 ☎ 0120-15-1515
<input type="checkbox"/>	携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	会社によって異なるのでお問い合わせください	取引会社の お客様相談窓口
<input type="checkbox"/>	土地・家財等の相続登記	不動産の所在地を管轄する法務局	法務局へお問い合わせください	管轄の法務局
<input type="checkbox"/>	し尿収集の中止や代表者の氏名、世帯員数の変更	現在し尿収集を行っている業者等 ※業者が不明のときは「飯塚市環境センター」でお調べします。 ☎ 0948-22-6363 FAX 0948-22-6630	し尿収集業者等に直接お問い合わせください	現在し尿収集を行っている業者等

### 4. その他のご案内

#### ① 弁護士による無料法律相談のご案内

飯塚市では、法律問題でお悩みの方を対象に、無料で弁護士相談が受けられる「無料法律相談」を行っております。（相談時間は 30 分間）

無料法律相談のご利用は、通常相談・夜間相談を通して年度（4月～翌年3月）につき一人1回まで。通常相談または、夜間相談をお選びいただけます。

対象は、飯塚市に住民登録をしている方（相談無料・秘密厳守・要予約）

弁護士による無料法律相談	予約・問合せ先
<b>通常相談</b> 相談場所：飯塚法律相談センター 飯塚市新立岩6番16号 弁護士ビル3階 相談日時：平日 午後1時～午後4時	・飯塚法律相談センター ☎ 0948-28-7555 ※午前9時～午前11時50分、 午後0時50分～午後5時（月～金） ただし、祝日・閉所日は除く
<b>夜間相談</b> 相談場所：飯塚市役所本庁舎 飯塚市新立岩5番5号 相談日時：毎週木曜日 午後5時～午後7時	・市民活動支援課 市民活動係 4階 ※午前8時30分～午後5時15分（月～金） ただし祝日・閉所日は除く

#### ② 行政書士によるくらしの手続き無料相談のご案内

成年後見制度、相続、官公庁署への許認可申請手続きなどについて行政書士が相談に応じます。お気軽にご連絡ください。（相談無料・秘密厳守・予約不要）

くらしの手続き無料相談会	問合せ先
相談場所：飯塚市役所本庁舎 飯塚市新立岩5番5号 相談日時：毎月第4金曜日 午後1時～午後4時	市民活動支援課 市民活動係 4階

★各種相談日は、祝日・閉庁日等で変更になる場合があります。正確な日程は、飯塚市ホームページまたは、毎月1日号の広報いづかをご覧ください。

#### ③ お住まいになっていた家が「空き家」になる場合

適切に管理されず放置されている空き家が防犯や防災、衛生、景観等の問題を生じさせ、周辺住民に深刻な影響を及ぼしていることが全国的に社会問題となっています。

##### 1. 相続登記について

死亡した所有者の名義のまま、相続登記がされていない空き家が見受けられます。相続登記をせずに放っておくことは、適切な管理がされていない空き家が増加している大きな要因の一つになっています。

相続登記については民法等の一部を改正する法律において「不動産登記法」の改正が行われ、令和6年4月1日から不動産を取得した相続人に対し、その取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を義務付けられることになりました。

また、「正当な理由なく」申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処せられることとなります。次世代の子ども達のためにも、相続登記の手続きをお願いします。

【申請先・問合せ先】福岡法務局飯塚支局（☎0948-22-1580）

##### 2. 空き家の適切な管理について

家は人が住まなくなると、途端に傷みが早くなります。風を通さなくなる、雨漏りに気づかないなどの理由で想像以上に腐食が進みます。

建物の損壊・瓦等の飛散または草木が隣地や道路に越境することがないように、所有者（相続人）等におかれましては、適切な管理をお願いします。

##### 管理方法の一例

内部	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓を開放して通風や換気</li> <li>蛇口の通水</li> <li>室内の清掃</li> </ul>	建物を傷めないために
外部	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便物整理</li> <li>草取り、樹木の手入れ</li> </ul>	ご近所の迷惑にならないように
点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨漏りがないかチェック</li> <li>建物に傷みがないかチェック</li> </ul>	大雨・台風対策に

##### 3. 利活用の一例「飯塚市空き家情報バンク」について

飯塚市では「空き家を売りたい・貸したい」とお考えの場合、要件を満たした空き家の情報を宅建業者に提供し、空き家を買いたい・借りたい人とのマッチングを行う制度がございます。

ご相談・お問合せは、下記の連絡先までお願いします。

空き家に関する相談・お問合せ先

建設政策課 住環境整備係 5階

## 4. 其他のご案内

### ④心の健康に関する相談

身近な人を亡くし、様々な想いや悩みを抱えるご遺族の皆様に対して、相談を受けたり、メンタルヘルスの専門家につなげる等、必要な情報提供とともにご遺族に寄り添う姿勢で支援をしてくれる機関があります。

以下に相談機関を紹介しますので、抱え込まずにご相談ください。

電話相談窓口	問合せ先
「#いのち SOS」 (NPO 法人 自殺対策センターライフリンク) いのちが限界と感じたら、どうか SOS を聴かせてください。専門の相談員が受け止めます。	☎ 0120-061-338 (フリーダイヤル・無料) 受付時間 24 時間受付 (火・木は午前 6 時～翌日午前 0 時)
「よりそいホットライン」 (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター) みなさまの思いを受け止め、気持ちや状況の整理のお手伝いをします。	☎ 0120-279-338 (フリーダイヤル・無料) はじめに音声ガイダンスが流れ、相談員につながります。
「いのちの電話」 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟) 様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる方の相談電話です。どうぞその苦しいお気持ちをおひとりで抱えず私たちに聴かせて下さい。	☎ 0120-783-556 (フリーダイヤル・無料) 受付時間：毎日午後 4 時～午後 9 時 毎月 10 日は午前 8 時～翌日午前 8 時まで ☎ 0570-783-556 (ナビダイヤル) 受付時間：午前 10 時～午後 10 時 ナビダイヤル受付センターに順次おつながります。 ※ IP 電話からはご利用できません。
「こころの健康相談統一ダイヤル」 電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。	☎ 0570-064-556 (ナビダイヤル) 受付時間：平日午前 9 時～午後 4 時 午後 6 時 30 分～午後 10 時
認定 NPO 法人 「グリーンケア・サポートプラザ」 大切な人を自死で亡くし、ひとり孤独でいるとき、望みを絶たれ先が見えないとき、いつでもどうぞ。自死遺族支援をしている NPO 法人です。	☎ 03-3796-5453 受付時間：火・木・土曜日の 午前 11 時～午後 4 時
「チャイルドライン」 (NPO 法人 チャイルドライン支援センター) チャイルドラインは 18 歳までの子どもがかける電話です。	☎ 0120-99-7777 (フリーダイヤル無料・携帯・PHS からかけられます) フリーダイヤルのため、IP 電話からは接続できません。 受付時間：毎日午後 4 時～午後 9 時
福岡県精神保健福祉センター 自死遺族のための法律相談や自死遺族の相談に応じます。	☎ 092-582-7500 受付時間： 自死遺族のための法律相談 毎月第 4 火曜日午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分 自死遺族の相談 月・火・木・金曜日：午前 9 時～午後 0 時
飯塚市役所 健康づくり係 (穂波支所 1 階) 悩みや不安を抱えて困っているときに身近な場所での相談窓口としてご利用ください。	☎ 0948-22-0380 受付時間：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

SNS相談窓口	問合せ先
NPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」 自殺総合対策・自死遺族ケアの推進、自殺予防・防止のための啓発活動に取り組んでいます。	 <a href="https://www.lifeline.or.jp/">https://www.lifeline.or.jp/</a>
NPO法人「東京メンタルヘルス・スクエア」 カウンセリング、無料悩み相談を実施しています。	 <a href="https://www.npo-tms.or.jp/">https://www.npo-tms.or.jp/</a>
NPO法人「あなたのいばしょ」 24時間365日、年齢や性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。	 <a href="https://talkme.jp/">https://talkme.jp/</a>
NPO法人「BONDプロジェクト」 生きづらさを抱える10代20代の女の子のために女性による相談支援を行っています。	 <a href="https://bondproject.jp/">https://bondproject.jp/</a>
NPO法人「チャイルドライン支援センター」 18歳以下の子どもを対象にさまざまな相談を受けています。	 <a href="https://childline.or.jp/index.html">https://childline.or.jp/index.html</a>



コピーまたは切り取って使用してください。

**飯塚市市民課及び各支所市民窓口課用の委任状の様式です。**  
住民票の写しや戸籍証明書の取得等の際に、委任状が必要となる場合はご利用ください。

(あて先)飯塚市長

## 委 任 状

令和 年 月 日

代理人	住所	都 道 府 県	市 区 町 村
	※アパート、マンション、団地名及び部屋番号まで記入してください。		
	氏名	生年月日	T・S・H 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記のことについて委任します。

委任事項	<input type="checkbox"/> 住民票等の交付申請並びに受領に関すること
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※住民票に表示する項目にチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 本籍    <input type="checkbox"/> 世帯主との続柄    <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要となる特別な記載 ( )</p> </div>
	<input type="checkbox"/> 戸籍証明書等の交付申請並びに受領に関すること
	<input type="checkbox"/> 住所の異動に関すること
	<input type="checkbox"/> ( )に関すること
	※( )内に委任事項を記入してください。

委任者	住所	都 道 府 県	市 区 町 村
	※アパート、マンション、団地名及び部屋番号まで記入してください。		
	氏名	Ⓜ	生年月日 年 月 日
	電話番号	※委任者に詳しい内容を確認する場合がありますので、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に連絡のとれる電話番号を記入してください。	
	※身体上の都合により委任者が自署できず代筆した場合は、委任者は拇印し、代筆する方は下記事項を全て記入してください。		
	代筆者 (代理人以外)	氏名 住所	Ⓜ 代筆理由

### ◆委任状の記入について◆

- \*委任者本人(依頼する人)が全て記入してください。
- \*委任事項中の口欄に✓をつけてください。

・飯塚市では住民票・戸籍謄本等の不正取得が判明した場合は、本人に通知します。  
・虚偽、その他不正な手段により委任状を作成・行使した場合は、刑罰の対象となります。  
(刑法第159条、第161条)

◆◆ 注意事項 ◆◆

【住民票の写し】

1. 同じ住所の方でも世帯が別の場合は、委任状が必要です。
2. 委任状に不備がある場合、または代理人の本人確認ができない場合は申請に応じられないことがありますのでご了承ください。
3. マイナンバー(個人番号)及び住民票コード入り住民票の請求について
  - ・本人または本人と同一世帯員の場合  
本人確認・使用目的及び提出先の確認後、直接交付します。
  - ・代理人(本人または本人と同一世帯員以外)の場合  
委任状が必要です。  
代理人の方には、マイナンバー(個人番号)及び住民票コード入り住民票をその場で交付することはできません。請求者であるご本人(委任者)の住所に転送不要の郵便で郵送します。
4. 住民票の除票を取得する場合は、本人以外からの申出は第三者請求となりますので、正当な理由が必要です。(例 相続関係の手続き、年金請求の手続きなど)

【戸籍証明書等】

1. 戸籍謄本等の交付の請求をすることができるのは、配偶者及び直系血族(祖父母・父母・子・孫等)の方です。それ以外の方については、委任状または、疎明資料等が必要となりますので、詳細は飯塚市市民課及び各支所市民窓口課にお尋ねください。

◆◆ 委任者が代理人に伝えていただくこと ◆◆

1. 住民票の交付申請をする場合  
⇒住所、氏名、生年月日、世帯主名、本籍及び世帯主との続柄の記載の有無、通数
2. 戸籍証明書等の交付申請をする場合  
⇒本籍、筆頭者、生年月日、通数、誰が記載されたものが必要であるか
3. 住所の異動届に関すること  
⇒新旧住所、氏名、生年月日、世帯主名、異動した日(転出の場合は異動する日)
4. その他に関すること  
⇒具体的に内容を記入してください。

# 自筆証書遺言書保管制度

⑤ なんだそれ？

- ① 相続人に発見されないことがある。  
② 紛失や改ざんのおそれがある。

④ 遺言書も書けたしこれで完璧じゃ！

思い立って始めた終活

自筆の遺言書にはこんな問題が指摘されています。

なるほど！それは便利だなあ。さっそく利用してみるか！！

⑦

自筆証書遺言書保管制度とは？

法務局で本人確認をした上で適正に保管する制度です。

この制度を利用するメリットは？

- ・ 紛失や改ざんのおそれなし
- ・ 家庭裁判所の検認が不要
- ・ 保管の事実を相続人等へ通知

⑥

③ すると突然・・・

そのお悩み僕にお任せください！

② でも・・・遺言書はどこに保管しておけばいいのかのお？

遺言の内容に関するご相談はお受けできません。各種手続は、必ず予約が必要となります。

# 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

詳しくは福岡法務局ホームページ

[https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page000001\\_00121.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page000001_00121.html)



または福岡法務局飯塚支局 (TEL: 0948-22-1580) へお問合わせください。

大切な遺言書をお預かりしています。

YouTubeチャンネル (東京法務局) 動画で分かりやすく制度を説明しています！



福岡法務局

# 法定相続情報証明制度

あなたの相続手続を応援します！

多くの方々にご利用いただいております！



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります\*。

\*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は


法務局ホームページ 検索

をご覧ください。

福岡法務局

「お問合わせ先」 福岡法務局飯塚支局 TEL 0948-22-1580

～相続登記はお早めに～




福岡法務局

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



所有者不明土地<sup>(※)</sup>の解消に向けて、  
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から  
相続登記の申請が  
義務化<sup>(※)</sup>されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について  
詳しくは、以下の  
二次元コードか、  
「法務省 所有者不明」  
で検索！



法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



Q

令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？  
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります  
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q

相続登記の申請って大変じゃないの？  
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続きは、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続きは、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



Q

相続登記について、更に知りたいときは  
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



Q1 戸籍の「謄本」と「抄本」とは何が違うのですか。

A1 「謄本」はその戸籍にいる人が全員記載された証明書であり、「抄本」はその戸籍のうち特定の人のみが記載された証明書です。

Q2 「改製原戸籍」とはどういったものですか。また、現行の戸籍謄(抄)本と何が違うのですか。

A2 「改製原戸籍」とは、戸籍の改製(法律等に基づいて戸籍の様式が改められること)によって、新たな戸籍が編製された場合に除かれた従前の戸籍のことであり、改製以前にその戸籍に記載された方が除籍となっている場合は、現行の「戸籍謄本」や「戸籍抄本」には記載されていないので、「改製原戸籍」を確認する必要があります。

Q3 戸籍謄本を取りたいのですが自分の本籍が分かりません。

A3 住民登録地にて本籍を記載した住民票をご請求していただくと、本籍地や筆頭者を確認することができます。

Q4 父(母)の本籍が知りたいのですが、すでに亡くなっているため住民票では確認ができません。

A4 ご自身の戸籍謄(抄)本を請求して確認してください。子は親の戸籍から編製されているため、ご自身の従前戸籍をさかのぼっていけば、父(母)の戸籍(本籍)を知ることができます。

Q5 私は、両親の戸籍に入っている長男(長女)です。最近、両親が亡くなったのですが、私がその戸籍の筆頭者になっているのでしょうか。

A5 筆頭者が亡くなった場合でも、その戸籍の筆頭者は変わりません。

Q6 最近、引越しをして住所を異動したはずなのに、本籍が変わっていませんでした。なぜでしょうか。

A6 住所の異動を行っても、本籍は変更されません。本籍を変更したい場合は「転籍届」を役所の窓口へ提出する必要があります。

Q7 手続きの間係で、その人が死亡したことを証明するものを提出してくださいと言われましたが、何を提出すればいいのかわかりません。

A7 一般的には、死亡した方の戸籍謄本でよいかと思います。戸籍謄本には、死亡した日時や死亡地が記載されています。詳細については提出先にお尋ねください。

Q8 手続きの関係で、私と亡くなった父(母)との親子関係を証明するものを提出してくださいと言われましたが、何を提出すればいいのかわかりません。

A8 一般的にはご自身の戸籍謄本でよいかと思います。戸籍謄本には、ご自身の父母の氏名が記載されています(父母の氏名については、戸籍が編製された当時の氏名のため、現在の氏名とは異なる場合があります)。詳細については提出先にお尋ねください。

MEMO





# 不動産相続の相談窓口

— 引き継ぐ人が困ったり悩んだりすることのないように —

不動産のプロによる相続サポートの全国ネットワーク

## 私たちの目指すこと、私たちの強み

～家や土地を持つ方が、引き継ぐときに困ったり悩んだりすることのないように～

地域の不動産を正しく引き継ぐのは地域の会社の使命です。  
不動産相続の相談窓口は、地域のことをよく知る住子・不動産会社が展開しています。  
価値がわかりにくく、専門的な知識も必要な不動産の相続を、  
経験を積んだ不動産のプロがサポートします。

### 不動産相続の相談窓口で提供するサービス

01 個別相談を受け付けています

相続の悩みはお金や不動産に関するものばかりとは限りません。不安に思うことがあったらまず相談にお越しください。人目を気にする必要もなく、ご希望の日時で対応します。

02 もめない相続をお手伝いします

遺された資産をめぐってご家族がもめるのは想像したくないものです。例えばアパートをどう引き継ぐのがいいか。ご家族の状況やお持ちの資産内容、そのアパートの状態等によって起こりうるトラブルは異なります。不動産と相続のプロが、トラブルの芽を摘み取るための選択肢をご案内いたします。

このようにお悩みの方はお気軽にご相談ください

古くなって空室の多くなったアパート、娘がいないと言って困っている

相続税対策でアパートの建築をすすめているんだけど、どうだろう…

親から引き継いだ田舎の土地、どうしよう…

親が土地をたくさん貸しているようなんだけど、よくわからなくて不安…



〒820-0013 福岡県飯塚市上三緒445番地17  
電話番号: 0948-22-8207 営業時間: 9時～18時  
定休日: 水曜日 <http://www.will-housing.com> 福岡県知事免許(12)7160号



おひとりさま・おふたりさまのための

# 身元保証 生前準備 パック

- ひとり暮らし
- 子どもがない
- 頼れる身内がない
- 誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまでワンストップでお手伝いします

## 元気なうちに事前準備をしておかないと…

- 施設入居・入院** 身元保証人がおらず 高齢者住宅や介護施設へ入居できない
- 病気・認知症** 認知症になってしまった場合に、役所での手続きやお金の管理を行ってくれる人がいない
- 葬儀・お墓** 自分が希望する形の葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない

## 身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

- 施設入居・入院** **身元保証** 介護施設や病院への入居・入院時に身元保証人を引き受け
- 認知症** **任意後見契約** 認知症発症時に、支払や手続き・契約行為を代行
- 葬儀・お墓** **死後事務委任** 葬儀や納骨・供養の希望を聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドをご用意します!

ご案内・ご相談からご紹介までお任せください!

フリーコール **0120-982-219** [受付時間] 9:00～17:30 (年中無休) ※年末年始を除く

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・お申し込みフォームはこちら

